

通院等乗降介助の加算を算定する予定の事業者の皆さまへ

通院等乗降介助の加算を算定される場合は、以下の書類を提出してください

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式2）
2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）
3. 陸運許可書（写）
4. 車両の写真（ナンバーのわかる正面からの写真及び横からの写真）
5. 車両の車検証の写し
6. 運営規程（通院等乗降介助をサービスの内容に盛り込んだもの）
7. 変更届出書（運営規程の変更にかかるもの）

できるだけ通院等乗降介助を始めようとする日の一ヶ月前までに提出してください

（市町の意見が必要となるため、時間がかかります）